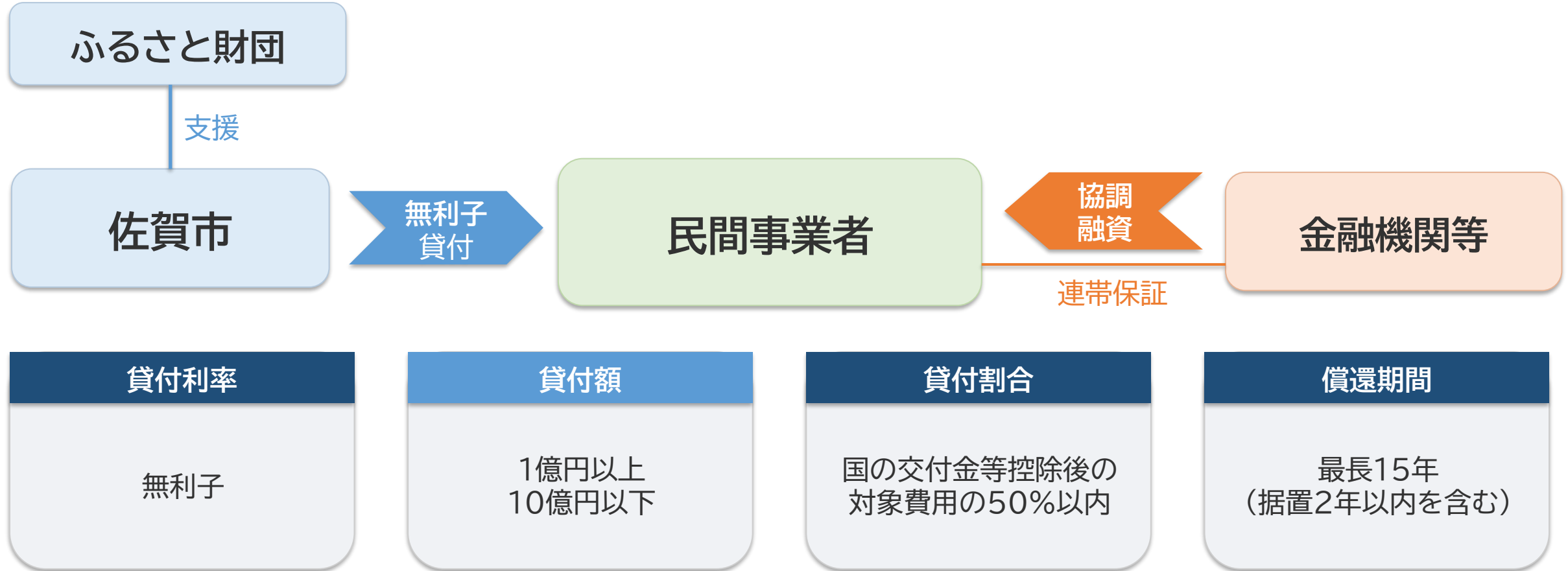


1 ふるさと融資とは

地域振興に資する民間事業について、佐賀市がふるさと財団の支援を受け、民間金融機関等と連携して無利子資金を貸し付ける制度です。



- 貸付けは、佐賀市による審査、地域振興民間能力活用事業計画への位置づけ、ふるさと財団による調査・検討等を経て決定されます。
- 制度の対象となるかは、地域振興効果や政策的必要性等を踏まえて総合的に判断します。

2 対象となる事業と審査のポイント

基本要件

法人格

法人格を有する団体

新規雇用

市内で5人以上の
新規雇用が見込まれること

投資内容

設備の取得等を伴う事業

保証

金融機関等の
連帯保証が必要

貸付対象事業の類型(佐賀市の考え方)

① 地域経済牽引・ 産業基盤強化型

域外需要、投資又は所得を呼び込み、市内取引の拡大、地域資源の高付加価値化、関連産業の集積その他の効果を通じて、産業基盤の強化に寄与する事業

② 地域資源活用・ 交流創出型

歴史、文化、自然、食、工芸その他の地域資源を活用し、交流、回遊、消費及び地域事業者との連携を生み出すことにより、エリアの価値向上に寄与する事業

③ 生活課題解決・ 地域機能確保型

生活サービスが不足し、又はその維持が困難な地域において、必要な機能を確保又は改善することにより、住民生活の維持若しくは向上及び地域課題の解決に寄与する事業

審査で確認するポイント

- ・ 地域振興効果(大きさ・広がり・継続性)
- ・ 政策的必要性(地域課題・市の政策との整合)
- ・ 実現性・持続性・償還確実性
- ・ 財政負担・貸付額の妥当性

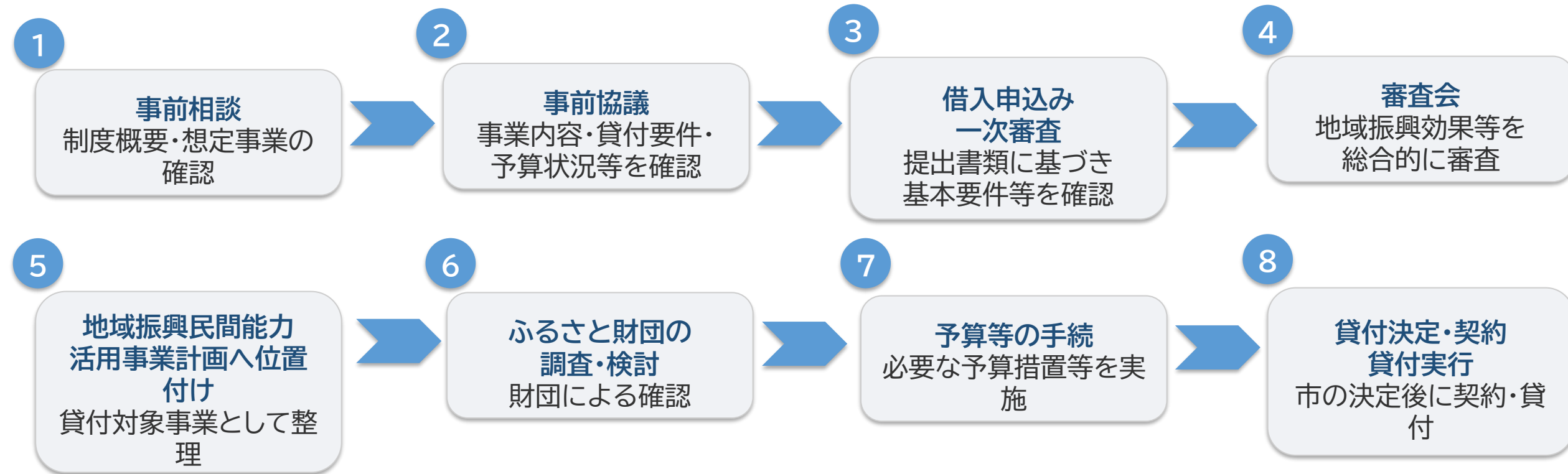
対象外となりやすい例

- ・ 市が政策的に支援する必要性が確認できない事業
- ・ 申請者内部の効果にとどまる事業
- ・ 居住又は投資収益の確保を主たる目的とする事業
- ・ 市の補助金等を受ける事業

単なる「資金調達の制度」ではなく、地域振興効果と政策的必要性が求められる制度です。

3 貸付けまでの流れ

佐賀市では、事前協議・一次審査・審査会・財団調査等を経て、貸付けの可否を判断します。



留意事項

- 事前協議を行った場合でも、貸付対象事業としての選定又は貸付決定を約束するものではありません。
- 事業内容、地域振興効果、市の政策との整合性、予算状況等を踏まえて総合的に判断します。
- 相談時は、事業概要・投資額・資金調達計画・想定効果が分かる資料をご準備ください。